

平成31年3月14日

（ 外 務 省
財 務 省
経 済 産 業 省 ）

タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置の対象者の追加について

我が国はこれまで、国際連合安全保障理事会決議第1267号、第1333号、第1390号、第1988号及び第1989号等に基づき、同理事会制裁委員会（以下「制裁委員会」という。）により指定されたタリバーン関係者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会が1個人を追加指定したことに伴い、当該者に対する資産凍結等の措置を講じることとする。

（1）措置の内容

外務省告示（3月15日公布）により、タリバーン関係者等として指定される者に対する外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を3月15日から実施する。

i）支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

ii）資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とする。

（2）対象者

別添参照

（注）今回の措置により、当該措置の対象となるタリバーン関係者等及びその他のテロリスト等は合計510個人・団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省総合外交政策局国際安全・治安対策協力室

TEL 03-3580-3311 内線 3307

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 5289

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241

(別添)

○追加されるタリバーン関係者等

773. ハムザ・ウサマ・ムハンマド・ビン・ラーデン

HAMZA USAMA MUHAMMAD BIN LADEN

(original script: حمزة أسامة محمد بن لادن)

称号:不明

役職:不明

生年月日:1989年5月9日

出生地:Jeddah, Saudi Arabia

国籍:サウジアラビア

旅券番号:不明

ID番号:不明

住所:不明

国連制裁委員会による指定日:2019年2月28日

その他の情報:ウサマ・ビン・ラーデン(死亡)の息子。アイマン・ムハンメド・ラビ・アル・ザワヒリ(158. に指定した個人)により、アル・カーイダ(166. に指定した団体)の正式メンバーとして発表された。テロ攻撃を実行するようアル・カーイダの支持者に対し呼びかけた。アル・ザワヒリの最有力後継者とみられている。同人に対するインターポール(国際刑事警察機構)・国連安全保障理事会特別手配書のウェブ・リンク:
<https://www.interpol.int/en/notice/search/un/6297888>